



事業者にも合理的配慮が義務づけられます



☎ 福祉課福祉係 ①番窓口 Tel. 64-1120

1975年12月9日に国連で「障害者の権利宣言」が採択され、この日に合わせ、障害者基本法では12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化になります。

これまで、合理的配慮の義務付けは国、県、市町村のみで、民間事業者には努力義務となっていました。今後は民間事業者にも義務として配慮提供が求められることとなります。

合理的配慮とは

障がいのある人にとって「動きづらい」「聞きとりづらい」「見えづらい」などと感じる場面で、障がいのある人から支援が必要という意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で支援や対応をすることです。

差別について

次のことは差別にあたりません。

- 障がいを理由に、イベントへの出席や介助者の同行を拒否する。
- 本人を無視して介助者だけに話しかける。

合理的配慮の例

- 電車の乗り降りや建物の入口など段差がある場所では、スロープを設置するなどして車いすの人を補助する。
- 聴覚障がいのある人と筆談でやりとりすることや視覚障がいのある人から署名などの代筆を頼まれたら、十分に意思を確認して代筆する。

ヘルプマークとは



外見から分からないが、援助や配慮を必要としている人が周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。(湯浅町では希望する方に無料配布しています。)

※国の法律等の固有名詞や湯浅町の過去の計画を除き「障がい」と表記していません。そのため「障がい」と「障害」の二つの表記が併存しています。